

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

キッズケアホームにこぴあ（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

運営法人 ホームナースほほえみ合同会社

制定・改定	年月日	内容
制定	令和 6 年 1 月	制定
改定	令和 8 年 10 月 2 日	改定（児童発達支援の特性、感染症の 5 類移行、委員会体制、研修・訓練、業務継続計画との連携を反映）

1. 基本的な考え方

キッズケアホームにこぴあ（以下「事業所」）は、0 歳から 18 歳までの、身体及び発達に支援を要する子どもが通所する事業所である。利用児の中には、医療的ケアを必要とする子どもや、基礎疾患があり免疫力・体力が低下している子どもが含まれる。また、乳幼児は自分で手洗いやマスク着用することが難しく、遊びや食事・排泄・入浴の介助の場面で職員や他の子どもとの身体的な接触も多いため、感染が広がりやすい環境であることを職員全員が認識しなければならない。

事業所は、この前提に立ち、感染症及び食中毒を予防する体制を整備して平時から対策を実施するとともに、発生時には迅速かつ適切に対応し、利用児・家族・職員の健康と安全を守る。

2. 委員会その他の体制

（1）感染症対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、「感染症対策委員会」（以下「委員会」）を設置する。委員会は、業務継続計画に定める「感染症対策会議」を兼ねる。

項目	内容
構成	法人内の各部署（ほほえみ、にこぴあ、らしく）から、それぞれ 1 名以上の委員を選定して構成する。委員は毎年度選定する。看護師を含めるものとする。
委員長	委員より毎年 1 名
感染対策担当者	

項目	内容
開催	おおむね4か月に1回以上、定期的に開催する。感染症・食中毒の発生時や流行期には随時開催する。テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
結果の周知	議事録を作成し、職員 LINE グループ・朝礼・回覧で全職員に周知する。議事録は5年間保存する。

(2) 委員会の主な役割

- ・ 感染症・食中毒の予防対策及び発生時の対応の立案
- ・ 本指針、感染症対応マニュアル、嘔吐物処理手順、清掃・消毒手順、食中毒予防手順等の作成と見直し
- ・ 発生時の事業所内の連絡体制、及び行政機関・関係機関への連絡体制の整備
- ・ 利用児・職員の健康状態の把握と対応策の検討
- ・ 新規利用児の感染症の既往・予防接種歴の把握と対応策の検討
- ・ 研修及び訓練の計画・実施と評価
- ・ 感染症対策の実施状況の把握と評価
- ・ 業務継続計画（感染症）の検証・見直し

(3) 各職種の役割

職種	主な役割
管理者 (児童発達支援管理責任者兼務)	感染症・食中毒の予防及びまん延防止体制の総括責任、委員会の運営、発生時の状況把握と指示、行政への報告、保護者・関係機関への説明
看護師	健康観察の助言、医療的ケア時の感染対策、協力医療機関（嘱託医）との連携、研修の講師
保育士・児童指導員	本指針・手順に沿った支援、利用児の健康観察と記録、手洗い等の衛生習慣の支援、環境の清掃・消毒、備蓄品の点検
事務職員	感染対策用品の発注・在庫管理、来訪者の記録、連絡業務の補助

3. 平常時の対策

(1) 事業所内の衛生管理

- ・ 1 時間に 5～10 分程度を目安に換気を行う（冷暖房使用時も同様）。
- ・ ドアノブ・手すり・机・椅子・おもちゃ・遊具等の手が触れる場所を毎日清拭消毒する。口に入れるおもちゃは利用児ごとに洗浄・消毒する。
- ・ トイレ・おむつ交換台・洗面所は使用のたびに清潔を保ち、1 日 1 回以上消毒する。
- ・ 浴室・浴槽・入浴用具は使用後に洗浄・乾燥させる。タオル・コップ等は共用しない。
- ・ 嘔吐物処理セットを常備し、すぐに使える場所に置く。

(2) 標準予防策（スタンダード・プリコーション）

- ・ 支援の前後、食事介助の前後、排泄介助・おむつ交換の後、鼻水の処理の後、医療的ケアの前後には、石けんと流水による手洗い、またはアルコールによる手指消毒を行う。
- ・ 血液・体液・排泄物・嘔吐物を扱うときは、手袋・エプロン（ガウン）・マスクを着用し、外した後に手指衛生を行う。
- ・ 職員は咳エチケットを守り、流行期や症状があるときはマスクを着用する。利用児（特に乳幼児・着用が難しい子ども）にマスク着用を強制しない。

(3) 医療的ケアにおける感染対策

- ・ 喀痰吸引・経管栄養等の医療的ケアは、主治医の指示書と手順に沿って清潔操作で行い、物品は利用児ごとに管理する。
- ・ 医療的ケア児・基礎疾患のある利用児は重症化しやすいため、周囲で感染症が流行しているときは保護者・主治医と利用について相談する。

(4) 食中毒の予防

- ・ 昼食・おやつ・調理実習では、食品の「つけない・増やさない・やっつける」の三原則を守る。
- ・ 調理・配膳の前には手洗いを徹底し、下痢・嘔吐・手指の傷のある職員は調理・配膳に従事しない。
- ・ 加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱し（中心温度 75℃で 1 分以上、ノロウイルスのおそれがある場合は 85～90℃で 90 秒以上）、作り置きをしない。

- ・食物アレルギーのある利用児の情報を職員間で共有し、誤配・誤食を防ぐ。
- ・調理実習の食材は当日購入を原則とし、冷蔵が必要なものは冷蔵保管する。

(5) 利用児の健康観察

- ・利用日の朝、家庭で検温と体調確認をしてもらい、発熱（37.5℃以上を目安）・咳・下痢・嘔吐・発疹等がある場合は利用を控えてもらう。
- ・来所時に職員が検温と健康観察（顔色・機嫌・食欲・便の状態等）を行い、記録する。普段の様子と違う場合は早めに保護者へ連絡する。
- ・利用開始時に、感染症の既往歴と予防接種歴を確認する。

(6) 職員の健康管理

- ・職員は年1回以上、健康診断を受ける。
- ・毎日、出勤前に検温と体調確認を行い、出勤時に記録する。本人または同居家族に発熱等の症状があるときは、出勤前に管理者へ報告する。
- ・インフルエンザ等の予防接種について、意義・有効性・副反応の可能性を説明したうえで、本人の同意のもと接種を勧める。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の罹患歴・予防接種歴の確認も勧める。
- ・職員が感染症にかかった場合は、医師の判断と業務継続計画に定める目安に従い、感染のおそれなくなるまで就業を控える。

(7) 来訪者への対応

- ・保護者・関係機関・業者等の来訪者には、入室時の手指消毒と、症状がある場合の来所自粛を依頼する。流行期は来訪者を記録する。

4. 発生時の対応

感染症または食中毒が発生した場合、またはそれが疑われる場合は、次の対応を行う。具体的な手順は「感染症発生時における業務継続計画（BCP）」による。

(1) 発生状況の把握

- ・発見した職員は直ちに管理者へ報告する（不在時は代理者の法人統括 宮田智子へ）。

- ・ 管理者は、症状のある利用児・職員の人数、症状、発症日、利用日、接触者を把握し、記録する。

(2) 感染拡大の防止

- ・ 症状のある利用児は個別支援室等で他の利用児と分け、職員が付き添い、保護者に迎えと受診を依頼する。
- ・ 使用した場所・物品を病原体に応じた方法で消毒する（ノロウイルス等が疑われる場合は次亜塩素酸ナトリウムを使用する）。
- ・ 職員は手指衛生と防護具の使用を一層徹底する。

(3) 医療機関・関係機関との連携

- ・ 必要に応じて、嘱託医（むかいクリニック 0997-55-1777）、協力病院（県立大島病院 0997-52-3611）、名瀬保健所（0997-52-5411）に相談し、指示を受ける。
- ・ 保護者、相談支援専門員、法人内の各事業所と情報を共有する。

(4) 行政への報告

管理者は、次のいずれかに該当する場合は、迅速に奄美市（支給決定市町村）の主管部局に報告するとともに、名瀬保健所に報告し、指示を求める。報告様式は県・市の指定様式による。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者、又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

※②は、ある時点において10名以上又は全利用者の半数以上となった場合であり、最初の発生からの累積人数ではない。

報告する内容：感染症又は食中毒が疑われる利用児の人数、症状、利用児への対応及び事業所の対応状況等。

※医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する者を診断した場合は、医師が法律に基づき保健所へ届け出る。

5. 研修及び訓練

区分	頻度	内容
研修	年1回以上 新規採用時	感染症・食中毒の基礎知識、標準予防策、手指衛生、防護具の着脱、嘔吐物処理、子どもに多い感染症、本指針の内容
訓練（シミュレーション）	年1回以上	感染症発生時を想定した役割分担・対応手順の確認（机上訓練）、防護具の着脱・嘔吐物処理の実地訓練

- ・ 研修・訓練は、業務継続計画（感染症）の研修・訓練と一体的に実施することができる。
- ・ 実施日、参加者、内容、評価を記録し、5年間保存する。欠席者には資料と伝達研修で補う。

6. 指針の閲覧及び見直し

- ・ 本指針は事務所の「危機管理マニュアル」に綴じ、職員・利用児の保護者がいつでも閲覧できるようにする。また、法人ホームページに掲載する。
- ・ 本指針は、委員会において年1回以上見直し、法令・通知の改正、感染症の流行状況の変化等があった場合は随時改定する。

7. 参考資料

- ・ 厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」
- ・ こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」
- ・ 厚生労働省「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
- ・ 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日 厚生労働省通知）
- ・ 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」

附則 この指針は、令和8年10月2日から施行する。